

項	項番号等	水銀排出施設の種類	規 模 (以上)	On (%)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3 \text{N}$)	
					既設	新設
1	1	小型石炭混焼ボイラー	●燃料の燃焼能力 50 L/h	6	15	10
2		石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		6	10	8
3	3 、 5 及び 14	一次精錬の用に供する施設 (銅・工業金)	金属精錬用焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及びか焼炉/金属精錬用溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉： ●原料処理能力 1 t/h	0s	30	15
4	3 、 5 及び 14	一次精錬の用に供する施設 (鉛・亜鉛)	金属精製用溶解炉(こしき炉を除く。)： ●火格子面積 1 m ² ●羽口面断面積 0.5m ² ●バーナーの燃焼能力 50 L/h ●変圧器定格容量 200KVA	0s	50	30
5	3 、 5 及び 14、 24、 及び 別記 1	二次精錬の用に供する施設 (銅)	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉： ●原料処理能力 0.5t/h ●火格子面積 0.5m ² ●羽口面断面積 0.2m ² ●バーナーの燃焼能力 20 L/h 鉛の二次精錬用溶解炉： ●バーナーの燃焼能力 10 L/h ●変圧器定格容量 40KVA	0s	300	50
		二次精錬の用に供する施設 (鉛・亜鉛)		0s	400	50
6	3 、 5	二次精錬の用に供する施設 (工業金)	亜鉛の回収用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉： ●原料処理能力 0.5 t/h	0s	50	30
7	9	セメントの製造の用に供する焼成炉	●火格子面積 1 m ² ●バーナーの燃焼能力 50 L/h ●変圧器定格容量 200KVA	10	80	50
8	13、 別記2 及び 別記3	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物・産業廃棄物・下水汚泥)	●火格子面積 2 m ² ●焼却能力 200kg/h	12	50	30
9	29	石炭ガス化複合発電施設	●燃料の燃焼能力 50 L/h	16	10	8
10	別記4 及び 別記5	水銀回収施設	水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱う施設 (加熱工程を含む施設に限る。) (施設規模による裾切りはなし。)	12	100	50

- 別記1 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表1の3の項
別記2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項
別記3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号若しくは第13の2号
別記4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第2号ホ(2)若しくは同令第6条の5第2号チ
別記5 水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条第2項

注1 項とは、施行規則別表第3の3の項番号をいう。

2 項番号等とは、施行令別表第1の項番号又は他法令の項番号等をいう。

3 燃焼能力は、バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

4 重油換算は、重油10 L当りが、液体燃料は10 Lに、ガス燃料は16m³に、固体燃料は16kgに、それぞれ相当するものとして取り扱う。

5 水銀の濃度は次式により補正した濃度

$$C = (21 - 0n) / (21 - 0s) \times Cs$$

C：水銀濃度（補正值 g/Nm³、ppm）

0n：表中に示す標準の残存酸素濃度（％）

0s：排出ガス中の酸素濃度（実測値％）

Cs：水銀濃度（実測値g/Nm³、ppm）

6 熱源として電気を使用する施設は、排出基準の0nは0s（規則別表第3の3備考3）

7 セメントの製造の用に供する焼成炉であって、原料とする石灰石1 kgの水銀含有量が0.05mg以上であるものについては、排出基準は140 μg/Nm³

8 既存施設（9の項を除く）とは、平成30年4月1日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）をいう。

9 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用される。

10 既存施設（9の項を除く）のうち、既存施設の排出基準に適合しないものは、平成32年3月31日（その前に基準適合改修が完了した場合はその日）まで、排出基準を適用しない。

11 項番号1；ボイラー改正政令により、令和4年10月1日から伝熱面積10m²に係る要件が削除された。

12 9の項（石炭ガス化複合発電施設）；施行規則改正により、令和7年10月1日から水銀排出施設の種類の追加された。既存施設は、令和7年10月1日において現地に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）をいう。

語注

1 小型石炭混焼ボイラーとは、バーナーの燃焼能力が10万 L/h未満のものをいう。

2 一次精錬の用に供する施設とは、施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち硫化鉍の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉍の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。

3 二次精錬の用に供する施設とは、施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。